

学校で予防すべき感染症

～出席停止について～

お子さまが下記の感染症にかかった場合は、出席停止となり登校できません。診断を受けた場合は、速やかに学校へご連絡ください。医師の指示に従い、療養に専念してください。出席停止期間は欠席扱いになりません。

	感染症名	出席停止期間 ※主治医の指示に従ってください	治癒証明書の 有無※
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）及び鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	必要
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザは不要
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	その他の疾病は必要
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	必要
	その他 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	不要

※「出席停止」となった児童が登校を再開する際は、必要に応じて医師が記入した『治癒証明書』を学校にご提出ください。